

一

一時保育・休日保育のお知らせ

一時保育

普段、自宅でお子さんを保育されている方が、都合で一時的に保育ができない場合に、保育園でお子さんをお預かりします。



■対象

小学校就学前の児童

■利用できる期間・時間

週3日、月13日以内を限度とし、8時から17時30分まで

■利用料

・1日 1,500円
・半日 750円

■実施保育所

納所保育園	☎75767676	2591
みどり保育園	☎75767676	2216
とうぶ保育園	☎75767676	3608
なごみ保育園	☎75767676	2473
こぼと保育園	☎75767676	2027
のぞみ保育園	☎75767676	2303
青い鳥保育園	☎75767676	4077
双葉保育園	☎75767676	3450
杉の子保育園	☎75767676	3580
和光保育園	☎75767676	3405

休日保育

休日に保護者が就労、傷病、冠婚葬祭および社会文化活動への参加等のため、同居の親族等により家庭での保育が受けられない小学校就学前のお子さんを、保育所で受け入れて保育するものです。(※保護者のリフレッシュのためにお預かりすることはできません)

■利用できる期間・時間

・日曜日および国民の祝日
・12月29日から翌年の1月3日まで(ただし、元旦・2日を除く)
7時30分から18時30分まで

■利用料

3歳未満児()内は3歳児以上
1日 2,000円(1,500円)
半日 1,000円(750円)

■実施保育所

青い鳥保育園	☎744077
--------	---------

■一時保育・休日保育の申込

利用する日の2日前までに市役所福祉健康課に申込書を提出してください。ただし緊急でやむを得ない場合は実施保育所に直接申し込みをしてください。

■問い合わせ 福祉健康課

社会福祉係 ☎756118

厚生年金特例法について

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

今までは・・・

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格の届出がなかった場合で、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した時は、その記録は年金に反映されませんでした。

これからは

厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが「年金記録確認第三者委員会」で認定されたときは、年金記録が訂正されて、年金額に反映されます。



●事業主は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付できることになり、社会保険庁はその納付を勧奨します。なお、事業主(法人)が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します。

●社会保険庁は、事業主または役員であった者が保険料を納付しない場合には、その事業主または役員であった者の氏名を公表します。

●公表してもなお、保険料が納付されなかった場合には、国が保険料相当額を負担します。

社会保険庁ホームページも

アドレス <http://www.sia.go.jp/> ご覧ください。

問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎314191

または

「ねんきんダイヤル」

☎0570051165

(平日8時30分～17時15分)